

建設発生土対策に関する実態調査結果（ポイント）

令和3年12月20日、総務大臣から国土交通大臣に勧告

背景 (ねらい)

- ◇ 建設発生土は、建設資材として埋立て等に利用されている一方で、山林への不適切な埋立てによる崩落発生などが問題となっているが、その実態は明らかでない。
 - ◇ 建設発生土の適正処理を図る観点から、搬出先の指定、それに要した費用の負担や、工事間利用の推進の取組が行われているが、これらの取組が低調な地方公共団体あり
- ⇒ **不適切な建設発生土の埋立て事案の実態や建設発生土の適正処理の状況について調査を実施**

埋立て事案 の実態

- ✓ 調査した都道府県では全て、市町村でも7割近くが、不適切な建設発生土の埋立て事案を認識(120事案)
- ✓ 土砂条例で対応した無許可埋立て58事案のうち、土砂流出の被害が発生した14事案について、是正(土砂撤去)されたのは1事案のみで、対応が長期化



[もう少し知りたい\(概要P2\)](#)



[もっと詳しくは\(結果報告書\)](#)

国土交通省は、不適切な建設発生土の埋立て事案の発生を未然に防ぐため、以下の措置を講ずる必要

- ・工事間利用を進めるため、その調整のための保管場所について把握・整理
- ・土質別の利用実態や有効利用事例を把握し、地方公共団体に提示

- ✓ 建設発生土の工事間利用(公共工事)は、都道府県では3割、市町村では1割に満たない。
- ✓ 地方公共団体の多くは、工期、土質等の調整のための保管場所の整備が課題としているが、国は、保管場所として利用可能な場所の情報共有を行っていない。



[もう少し知りたい\(概要P3\)](#)



[もっと詳しくは\(結果報告書\)](#)

勧告

- ・適切な費用負担の観点から、地方公共団体に搬出先の指定の徹底を要請
- ・再生資源利用促進計画等の発注者への報告を義務付けるとともに、搬出状況等を発注者が確認できる仕組みを整備

- ✓ 建設発生土の搬出先の指定をしない場合、運搬費や処分費を定額で積算するなど、搬出のコストを建設請負業者への支払代金に適切に反映していない。
- ✓ 発注者として搬出先を確認できる書類の提出を求めている市町村があり、搬出先を指定する場合の搬出の確認方法も区々(再生資源利用促進計画等)。



[もう少し知りたい\(概要P4・5\)](#)



[もっと詳しくは\(結果報告書\)](#)